

（4巡目実施分）

法科大学院認証評価に関するQ & A

令和4年10月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目 次

総 則

Q1	適合認定に当たって、「重点評価項目を満たしていない場合は「法科大学院評価基準に適合していない」と判断する」とあるが、重点評価項目を満たしていれば適合と判断されるのか。	・・・	1
Q2	どのような観点から重点評価項目が設定されているのか。	・・・	1
Q3	重点評価項目を満たしているか否かの判断に当たって、地理的特性等に関する配慮はどの程度行われるのか。	・・・	1
Q4	3巡目実施分の評価基準とは異なり、4巡目実施分の評価基準には法令の文言が引用されていないが、関係法令等に適合しているか否かの確認は行われないのか。	・・・	1

評価基準及び自己評価

領域1 法科大学院の教育活動等の現況

Q5	基準1－1において、「法科大学院の目的」に法曹三者以外の人材の養成も含めてよいのか。	・・・	2
Q6	分析項目1－2－1の分析の手順において、「教育上主要と認める授業科目の定義を確認し、該当する授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況を確認する」とあるが、どのように確認すればよいのか。	・・・	2
Q7	分析項目1－2－1において、「教育上主要と認める授業科目」には、必ず専任の教授又は准教授が配置されている必要があるか。	・・・	2

領域2 法科大学院の教育活動等の質保証

Q8	分析項目2－3－1における、「司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にある」とは、どのような状況が考えられるのか。	・・・	2
Q9	分析項目2－3－2において確認する内容と、分析項目2－3－3において確認する内容の違いは何か。	・・・	3
Q10	分析項目2－3－3の分析の手順において、「修了後に一定年限を経過した修了者」には、司法試験に合格した者が含まれるのか。	・・・	3
Q11	基準2－5について、4巡目の評価においては、教員組織調査は行われないのか。	・・・	3

Q12	基準2-5について、毎年度、教員の任用及び昇任の基準の見直しを行うことが想定されているのか。	・・・	3
Q13	基準2-5について、「教育活動を支援又は補助する者」には、法科大学院の教育活動に組み込まれていない支援を行う者も含まれるのか。 例えば、修了者による支援組織が大学の教室で行うものの、大学は費用負担等を行っていないといった場合に、自習の支援を担当する者は含まれるのか。	・・・	3
Q14	基準2-5について、「教育支援者」及び「教育補助者」の定義はあるのか。	・・・	4
Q15	分析項目2-5-4において、「教育を支援又は補助する者に対して、質の維持、向上を図る取組を組織的に実施」とあるが、具体的にはどのような取組が想定されているのか。	・・・	4
Q16	基準2-6について、「法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること」とあるが、どのような根拠資料・データが想定されているのか。	・・・	4

領域3 教育課程及び教育方法

Q17	基準3-5について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、筆記試験をレポート試験に代えて実施するなど、やむを得ず定期試験の実施方法等を変更した場合、評価において事情は考慮されるのか。	・・・	5
Q18	基準3-5について、新型コロナウイルス感染症対策等の特別の事情が認められない場合に、期末試験の実施に代えてレポートによる成績評価またはオンラインによる試験の実施をすることは可能なのか。	・・・	5
Q19	分析項目3-5-3において、「学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組み」とあるが、具体的にはどのような仕組みが想定されているのか。	・・・	5
Q20	分析項目3-5-5の分析の手順において、「成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、適切に保管され」とあるが、授業のレジュメや配布資料等の直接的に成績評価に影響のない資料についても保存しておくことが求められるのか。また、資料の保存に必要な年数は定められているのか。	・・・	5

自己評価書の作成

Q21	自己評価実施要項において、分析項目ごとに「分析の手順」が記載されているが、この分析の手順に記載されている事項は、すべて確認する必要があるのか。	・・・	6
-----	---	-----	---

Q22	自己評価実施要項の「分析項目に係る根拠資料・データ」欄に挙げられている資料等は、すべて提出する必要があるのか。	・・・	6
Q23	基準に係る状況については、自己評価書提出時における自己評価の結果を記述することとしているが、具体的にはいつからいつまでが評価の対象となるのか（これまでの経緯等について、いつまで遡ることができるのか。）。 また、自己評価書提出時には終了している取組や活動、あるいは今後予定している取組等については記述することができるのか。	・・・	6
Q24	「優れた成果が確認できる取組」で記載すべき事項について、根拠資料・データの記載欄がないか、どのように示せばよいのか。	・・・	6

評価結果の公表、評価実施後の質の確保

Q25	評価結果の公表の際は、どのような資料が公表されるのか。	・・・	7
Q26	非公表とする根拠資料・データの指定について、不合理とはいえない限り、各大学の意向が尊重されると考えてよいのか。	・・・	7
Q27	法科大学院基準要綱において、機構の評価を受けた法科大学院は、次の評価を受けるまでの間に重要な変更があったと判断したときは、その状況を機構に提出するものとされているが、3巡目までの評価において提出していた「年次報告書」とは異なるものなのか。	・・・	7

その他

Q28	法科大学院認証評価委員会の審議内容は公開されるのか。	・・・	8
Q29	評価の検証はどのように行われているのか。	・・・	8
Q30	大学機関別認証評価と法科大学院認証評価との関係はどのようなものか。	・・・	8
Q31	追評価の対象となる評価基準は、先の評価実施年度か、それとも、追評価実施年度か。	・・・	8
Q32	評価部会はどのような構成なのか。	・・・	8
Q33	訪問調査実施要項に記載されている、訪問調査において確認する「書面調査では確認することのできなかった事項等」とは、具体的にどのような事項を想定しているのか。また、「機構が独自に収集する資料・データ等」とは、具体的にどのような資料をどのような方法で収集することを想定しているのか。	・・・	9
Q34	訪問調査のスケジュール例が掲載されているが、法科大学院の状況によって、日数や調査内容が異なるのか。	・・・	9
Q35	訪問調査における面談対象者の旅費は、大学側で負担するのか、機構	・・・	9

- 側で負担する（評価手数料に含まれている）のか。
- Q36 評価担当者に対する研修はどのような内容で実施されるのか。また、 . . . 9
研修に伴う旅費等の経費は、所属している各機関が負担するのか。

Q1 適合認定に当たって、「重点評価項目を満たしていない場合は「法科大学院評価基準に適合していない」と判断する」とあるが、重点評価項目を満たしていれば適合と判断されるのか。

A 重点評価項目を含めた各基準の判断結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かを判断しますので、重点評価項目を満たしていれば適合と判断されるわけではありません。重点評価項目以外で満たしていない基準があった場合は、その状況・程度や、満たしていない基準の数及び当該基準の判断結果を含めたすべての基準の判断結果を総合的に考慮し、当該法科大学院の教育の質に重大な欠陥がないと認められるときは、評価基準に適合していると判断され、適合認定が与えられます。

Q2 どのような観点から重点評価項目が設定されているのか。

A 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性について」（令和2年6月17日）において、「各法科大学院において、自ら策定する教育目標や「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシーを核とした教学マネジメントを通じて、内部質保証の仕組みを確立させ、教育活動や組織運営などについて、不断の改善・充実を図ることが求められる」とされていることを踏まえて、基準のうち内部質保証に関する基準を「重点評価項目」としています。

Q3 重点評価項目を満たしているか否かの判断に当たって、地理的特性等に関する配慮はどの程度行われるのか。

A 重点評価項目とされている基準は、法科大学院の教育活動等の質保証において最低限満たしていることが求められる内容であり、地理的特性等の法科大学院における教育以外の事情を考慮して判断するものではありません。ただし、各法科大学院は、設置された地域の事情、設置する大学の教育目的等を踏まえて教育活動を実施しているものと考えられますので、各法科大学院の教育活動等の質保証の諸活動の分析指標、分析項目、判断要素、課題があった場合の対応策、対応状況等に、地理的特性等を反映した内容が含まれることは想定されます。

Q4 3巡目実施分の評価基準とは異なり、4巡目実施分の評価基準には法令の文言が引用されていないが、関係法令等に適合しているか否かの確認は行われないのか。

A 4巡目の評価においても、引き続き、関係法令、告示等を満たしているか確認するほか、文部科学省の法令改正時の通知内容や中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会の提言等も踏まえて評価を行います。

評価基準及び自己評価

領域1 法科大学院の教育活動等の現況

Q5 基準1-1において、「法科大学院の目的」に法曹三者以外の人材の養成も含めてよいのか。

A 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「連携法」という。）の第2条及び第4条を踏まえた上で、当該法科大学院の特色や個性を示すものとして含めることは考えられます。

Q6 分析項目1-2-1の分析の手順において、「教育上主要と認める授業科目の定義を確認し、該当する授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況を確認する」とあるが、どのように確認すればよいのか。

A 主要と認める授業科目については、必修科目に限らず、連携法等の法令、当該法科大学院の目的及び学位授与方針において示される学生が身に付けるべき学識及び能力並びに素養を涵養するために特に必要とされる授業科目か否かにより判断してください。これらの科目が原則として専任の教授又は准教授により担当しているかを確認してください。

Q7 分析項目1-2-1において、「教育上主要と認める授業科目」には、必ず専任の教授又は准教授が配置されている必要があるか。

A 専任の教授又は准教授が担当しないことも考えられます。ただし、教育上主要と認める授業科目を専任教員が担当しない場合は、専任教員が担当している場合と同等の教育の質を維持し保証する取組を法科大学院として実施していることが求められます。

領域2 法科大学院の教育活動等の質保証

Q8 分析項目2-3-1における、「司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にある」とは、どのような状況が考えられるのか。

A 3巡目実施分の評価基準においては、以下が司法試験の合格状況に関する指標がとして示されていました。

(1) 5年の評価期間中に実施される各年度の司法試験について、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を合格した者に対する司法試験に合格した者の割合が全国平均の2分の1に満たない年度が、評価を実施する年度を含めて3回以上あること

(2) 5年の評価期間中に実施される司法試験について、評価を実施する年度の前年度の末までの5年間に当該法科大学院を修了した者に対する、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験し合格した者の割合が、全国平均の割合の2分の1に満たないこと

これらの指標は、引き続き、分析項目2-3-1において「適切な状況にある」か否かを判断する際の一つの目安になると考えられます。ただし、これらの指標のみで、当該

法科大学院の司法試験の合格状況が「適切な状況にある」か否かが判断できるとは限りません。各法科大学院は、未修者・既修者別の合格率、直近修了者の合格率、5年間の累積合格率等の多様な指標を設定しているものと推察されますので、当該法科大学院の学位授与方針に則して、適切と思われる指標等を用いて総合的に状況を分析してください。

Q9 分析項目2-3-2において確認する内容と、分析項目2-3-3において確認する内容の違いは何か。

A 分析項目2-3-2においては、修了生の進路という客観的な事実に基づいて確認してください。分析項目2-3-3においては、修了者が当該法科大学院における教育の成果を修了後にどのように実感しているのかという主観的な意見の聴取結果に基づいて確認してください。

Q10 分析項目2-3-3の分析の手順において、「修了後に一定年限を経過した修了者」には、司法試験に合格した者が含まれるのか。

A 意見聴取の対象となる「修了後に一定年限を経過した修了者」については、各法科大学院で定義してください。

Q11 基準2-5について、4巡目の評価においては、教員組織調査は行われないのか。

A 4巡目の評価においては、教員組織調査は行われません。法科大学院の教育活動等の質の保証の観点から、適切な任用及び昇任に関する基準並びに法科大学院における授業担当能力を判断する基準が策定され、それらの基準に従って実際に任用、昇任及び担当授業科目の決定が行われていることを確認します。

Q12 基準2-5について、毎年度、教員の任用及び昇任の基準の見直しを行うことが想定されているのか。

A 教員の任用及び昇任の基準については、定期的に検証され、改善されていくことが想定されます。検証の方法等は各法科大学院において定めるものですが、例えば、各法科大学院で行われる自己点検・評価の評価項目に含めて確認することなどが考えられます。

Q13 基準2-5について、「教育活動を支援又は補助する者」には、法科大学院の教育活動に組み込まれていない支援を行う者も含まれるのか。例えば、修了者による支援組織が大学の教室で行うものの、大学は費用負担等を行っていないといった場合に、自習の支援を担当する者は含まれるのか。

A 一般的には、そのような活動であれば「教育活動を支援又は補助する者」には含まれ

ません。ただし、修了者による支援や弁護士会等の他の団体による支援であっても、法科大学院の教育活動を支援するものであれば、費用負担等の有無に関わらず「教育活動を支援又は補助する者」に含まれます。例えば、論述能力を涵養するために授業時間外に修了者等が論文指導を実施する場合に、当該法科大学院の担当者と連携を図りながら実施しているのであれば、法科大学院の教育活動に組み込まれたものとして位置付けることが考えられます。

Q14 基準2-5について、「教育支援者」及び「教育補助者」の定義はあるのか。

A 「教育支援者」には、法科大学院が教育活動を行う上で必要な教務や厚生補導等を担う事務職員、図書館職員等が含まれます。「教育補助者」には、教育を補助するチューター、ティーチングアシスタント（TA）、法曹関係者によるアドバイザー等が含まれます。

Q15 分析項目2-5-4において、「教育を支援又は補助する者に対して、質の維持、向上を図る取組を組織的に実施」とあるが、具体的にはどのような取組が想定されているのか。

A 教育支援者に対しては、職員に必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための組織的な取組（いわゆるスタッフ・ディベロップメント）が想定されます。教育補助者に対しては、TA等に対する研修、授業時間外における指導を実施する補助教員及び修了生等に対する支援活動の方針、学生の指導方法及び教育課程における位置付け等についての理解を促すための研修等が想定されます。

Q16 基準2-6について、「法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること」とあるが、どのような根拠資料・データが想定されているのか。

A 締結している法曹養成連携協定に基づき、連携法科大学院が協定先の法曹コースに関して行うこととされている事項について、適切に実施されていることが分かる資料を提示してください。例えば、協定を締結する大学等が共同で協議会を設置し、教育状況等を確認している場合には、その際の議事録や該当する会議資料等を提示するなどが考えられます。

領域3 教育課程及び教育方法

Q17 基準3-5について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、筆記試験をレポート試験に代えて実施するなど、やむを得ず定期試験の実施方法等を変更した場合、評価において事情は考慮されるのか。

A 評価において、各法科大学院の事情は十分に考慮されます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の特別の事情が生じたため、定期試験において対面による筆記試験の実施が困難となり、オンラインによる試験又はレポート試

験に変更するなどの対応を行う場合は、学生の不利益にならないよう、試験実施方法や成績評価基準の変更について事前に学生に周知することが求められます。また、実際の試験実施方法に即して、可能な限り客観的かつ厳格な成績評価を実施する必要があります。

Q18 基準3-5について、新型コロナウイルス感染症対策等の特別の事情が認められない場合に、期末試験の実施に代えてレポートによる成績評価またはオンラインによる試験の実施をすることは可能なのか。

A 成績評価については、各授業科目の到達目標に則った成績評価基準に従って、客観的かつ厳格になされている必要があります。このことから、成績評価に当たっては教室等において試験を実施することが原則であると考えられ、試験以外の考慮要素を成績評価に含める場合及び試験以外の考慮要素のみで成績評価を実施する場合には、客観性及び厳格性を維持することが求められます。また、試験以外の成績評価方法を実施することが、法科大学院として決定されていることも必要と考えられます。

例えば、レポートにより成績評価を行う場合には、当該方法により成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であり、妥当であるとする理由が求められます。また、試験を実施する場合と同様に、成績評価の客観性及び厳格性が維持されていることが必要になります。

オンラインにより筆記試験を実施する場合にも、オンラインによる試験を実施することが授業科目の性質に照らして適切であり、妥当であるとする理由が求められます。また、教室等において試験を実施する場合と同等の実施体制を確保できることが必要になります。

Q19 分析項目3-5-3において、「学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組み」とあるが、具体的にはどのような仕組みが想定されているのか。

A 成績評価基準において完全な相対評価を実施している場合は別として、通常は、成績評価の各評語（秀、優、良、可、不可）ごとに到達目標を考慮した基準が成績評価基準に定められています。これに基づき、各授業科目において評語の内容となっている基準に個々の学生の成績評価が対応することを確認する仕組みを意味しています。

Q20 分析項目3-5-5の分析の手順において、「成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、適切に保管され」とあるが、授業のレジュメや配布資料等の直接的に成績評価に影響のない資料についても保存しておくことが求められるのか。また、資料の保存に必要な年数は定められているのか。

A 4巡目実施分の評価基準に、資料の保管期間について明確な基準は設けられていません。一般的には、資料については、各大学における文書管理の規則等に基づき保管されることになります。なお、4巡目以降の評価においても、書面調査の結果、評価部会において必要と判断された場合は、適宜資料の追加提出を求める可能性があります。その際に、必要な資料が廃棄等の理由により提出できない場合は、基準を満たすことを明ら

かにする根拠資料等が示されないこととなり、「基準を満たさない」との判断が下される可能性があります。このことも考慮の上、適切に資料を保管してください。

自己評価書の作成

Q21 自己評価実施要項において、分析項目ごとに「分析の手順」が記載されているが、この分析の手順に記載されている事項は、すべて確認する必要があるのか。

A 分析の手順は、項目を分析するに当たり必要なものとなっています。根拠資料・データが確認できない場合には、改善を要する事項があることを確認してください。

Q22 自己評価実施要項の「分析項目に係る根拠資料・データ」欄に挙げられている資料等は、すべて提出する必要があるのか。

A 挙げられている根拠資料・データは例として示していますが、各項目を分析するに当たり必要と考えられるものとなっていますので、基本的にはすべて提出してください。また、これら以外にも分析に当たって使用した根拠資料・データがある場合には、すべて提出してください。分析項目に対する根拠資料・データについて不足があった場合は、認証評価委員会において「基準を満たさない」と判断される可能性があります。

Q23 基準に係る状況については、自己評価書提出時における自己評価の結果を記述することとしているが、具体的にはいつからいつまでが評価の対象となるのか（これまでの経緯等について、いつまで遡ることができるのか。）。

また、自己評価書提出時には終了している取組や活動、あるいは今後予定している取組等については記述することができるのか。

A 認証評価は、現在（評価実施年度）の状況について評価を行うものです。その評価のための分析において、過去に遡って状況を分析することが必要であるもの（例えば、単年度ではなく、複数年度にわたる傾向によって判断すべき状況の根拠データとなる司法試験の合格率、収容定員に対する在籍者数、入学定員に対する実入学者の割合等）については、分析項目ごとに分析に必要な範囲を具体的に指示しています。

また、法科大学院がその成果を分析して特記する事項についても、同様の判断によって必要な年限にわたる分析をすることが求められています。ただし、前回認証評価を実施した年度よりもさらに遡って分析をすることは原則として不要です。また、現在の状況との関連がない過去の状況や、実際の活動が開始されていない将来の取組の計画等は評価の根拠となりませんので、分析する必要はありません。

Q24 「優れた成果が確認できる取組」で記載すべき事項について、根拠資料・データの記載欄がないか、どのように示せばよいか。

A 特色ある取組も優れた成果が認められる取組も、特記事項の②に記載し、その記載内容に係る根拠資料・データを記載してください。また、優れた成果が認められる取組に

については、その成果に関する根拠資料・データも示してください。その上で、特記事項②に挙げた優れた成果が認められる取組を改めて「優れた成果が確認できる取組」に記載してください。

評価結果の公表、評価実施後の質の確保

Q25 評価結果の公表の際は、どのような資料が公表されるのか。

A 評価結果の公表の際は、評価基準に適合しているかどうかの判断のほか、その判断に至った根拠理由等についてまとめたものを評価報告書として公表します。また、評価の透明性を図るため、当該法科大学院を置く大学から提出された自己評価書及び根拠資料・データについても公表します。根拠資料・データのうち公表にふさわしくないものについては、大学の判断により非公表することもできます。なお、著作物等を根拠資料とするときには著作権に配慮してください。

Q26 非公表とする根拠資料・データの指定について、不合理とはいえない限り、各大学の意向が尊重されると考えてよいのか。

A 原則として、根拠資料について非公表とするかどうかは、自己評価書を提出する大学の判断に委ねられます。なお、個人情報等が記載されるなどの理由で公表を躊躇する場合にも、該当部分を墨消しすることにより公表可能となるときは、墨消し処理を行った上で公表することとしてください。

Q27 法科大学院基準要綱において、機構の評価を受けた法科大学院は、次の評価を受けるまでの間に重要な変更があったと判断したときは、その状況を機構に提出するものとされているが、3巡目までの評価において提出していた「年次報告書」とは異なるものなのか。

A 3巡目までの評価において提出を求めていた「年次報告書」は廃止となりました。また、3巡目までの評価でも提出を求めていた「対応状況報告書」については、毎年度ではなく、指摘された事項が改善された状況にあると大学が判断した場合に報告することとなりました。これらの詳細については「法科大学院重要事項変更届・法科大学院対応状況報告書作成要領」を確認してください。

その他

Q28 法科大学院認証評価委員会の審議内容は公開されるのか。

A 議事要旨及び会議資料は、機構のウェブサイトに掲載することにより公表しますが、評価対象大学の評価に関わる具体の審議の内容等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象大学等に混乱を生じさせるおそれのある部分については、この限りではありません。

Q29 評価の検証はどのように行われているのか。

A 機構の認証評価は、透明性の高い開かれた評価を目的としており、開放的で進化する評価を目指し、評価の経験や評価を受けた大学等の意見を踏まえつつ、常に評価システムを改善しています。

機構では、毎年度、認証評価を受けた大学及び評価を担当した委員に対し、評価方法等についてアンケート調査を実施し、その分析結果等をもとに、評価の有効性、適切性について検証を行い、評価の内容、方法等の改善に役立てています。

なお、各年度に実施した認証評価に関する検証の内容、結果及び改善点は、随時、検証結果報告書として取りまとめ、ウェブサイトで公開しています。

Q30 大学機関別認証評価と法科大学院認証評価との関係はどのようなものか。

A 大学機関別認証評価は学校教育法第109条第2項に基づき実施されるものであり、一方、法科大学院認証評価は同法第109条第3項に基づき実施されるものです。したがって、認証評価機関としての認証は別に行われるとともに、評価基準等は各々別に定められており、両者は基本的に別の制度・考え方に基づく評価です。

Q31 追評価の対象となる評価基準は、先の評価実施年度か、それとも、追評価実施年度か。

A 追評価は、原則として、本評価を実施した年度の評価基準により実施します。ただし、専門職大学院設置基準やその他の法令の改正など特段の事由がある場合には、必要に応じてそれらを考慮した上で追評価を実施します。

Q32 評価部会はどのような構成なのか。

A 評価を実施するに当たっては、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会を設置し、その下に、具体的な評価を実施するための評価部会を編成します。評価部会には、評価担当者として、大学関係者、法曹関係者及び有識者を配置します。評価担当者は、国・公・私立大学及び法曹関係団体等から広く推薦を求め、機構の運営委員会等の議を経て決定します。ただし、評価を受ける法

科大学院に関係する評価担当者は、当該評価部会には配置しません。

Q33 訪問調査実施要項に記載されている、訪問調査において確認する「書面調査では確認することのできなかった事項等」とは、具体的にどのような事項を想定しているのか。また、「機構が独自に収集する資料・データ等」とは、具体的にどのような資料をどのような方法で収集することを想定しているのか。

A 「書面調査では確認することのできなかった事項等」とは、実際に現地に行かなければ確認できない内容（教育現場の視察や学習環境の状況調査、外部に持ち出すことが適当でない資料・データ等）を指しています。

また、「機構が独自に収集する資料・データ等」とは、機構が評価を実施する上で、法科大学院における自己評価で根拠とされた資料・データでは不足する場合に、追加提出を求める資料・データのほか、ウェブサイトや刊行物等、一般に公表されている資料・データ等を指しています。

Q34 訪問調査のスケジュール例が掲載されているが、法科大学院の状況によって、日数や調査内容が異なるのか。

A 4巡目の評価においては、書面調査の結果によっては、訪問調査における調査事項を追加する場合や省略する場合があることとしています。そのため、法科大学院の状況に応じて訪問調査の日数、調査事項の順序及び時間配分等を変更することがあります。対象法科大学院の訪問調査のスケジュールについては、9月中を目途に通知します。

Q35 訪問調査における面談対象者の旅費は、大学側で負担するのか、機構側で負担する（評価手数料に含まれている）のか。

A 訪問調査における、面談対象者の旅費等必要な経費は、評価手数料に含まれていないので、機構では負担いたしません。

Q36 評価担当者に対する研修はどのような内容で実施されるのか。また、研修に伴う旅費等の経費は、所属している各機関が負担するのか。

A 評価担当者に対する研修は、認証評価の意義と目的、書面調査、訪問調査等の実施方法等について、評価担当者間の共通理解と能力の向上を図り、円滑な評価の実施に資することを目的としています。研修内容としては、機構の評価の意義、目的、方法等の説明や評価の一連のシミュレーション等を実施します。

研修に伴う旅費や宿泊費については、機構が委嘱している委員であるため、機構が負担することとしています。

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構

〒187-8587

東京都小平市学園西町1-29-1

TEL／042-307-1631

URL／<https://www.niad.ac.jp/>